

# 第5章

## 目標達成に向けた みんなの行動方針

- 1 《循環》に関する行動方針
- 2 《共生》に関する行動方針
- 3 《調和》に関する行動方針
- 4 《参加》に関する行動方針
- 5 行政の率先行動

# 第5章 目標達成に向けたみんなの行動方針

すべての人が環境に配慮した行動に取り組み、いきいきとした生活や活動が営まれている古賀市のイメージ



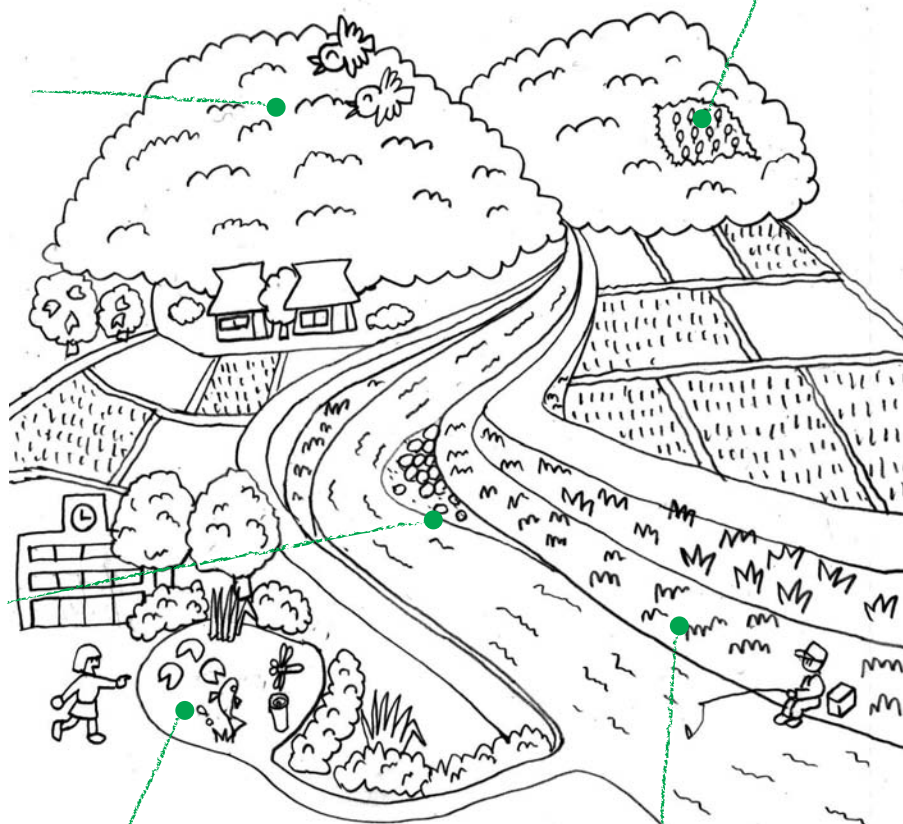
植樹や下草刈りが適切に行われています



地元の専門家による自然観察会が行われています



身近な川をテーマにした学習が行われています

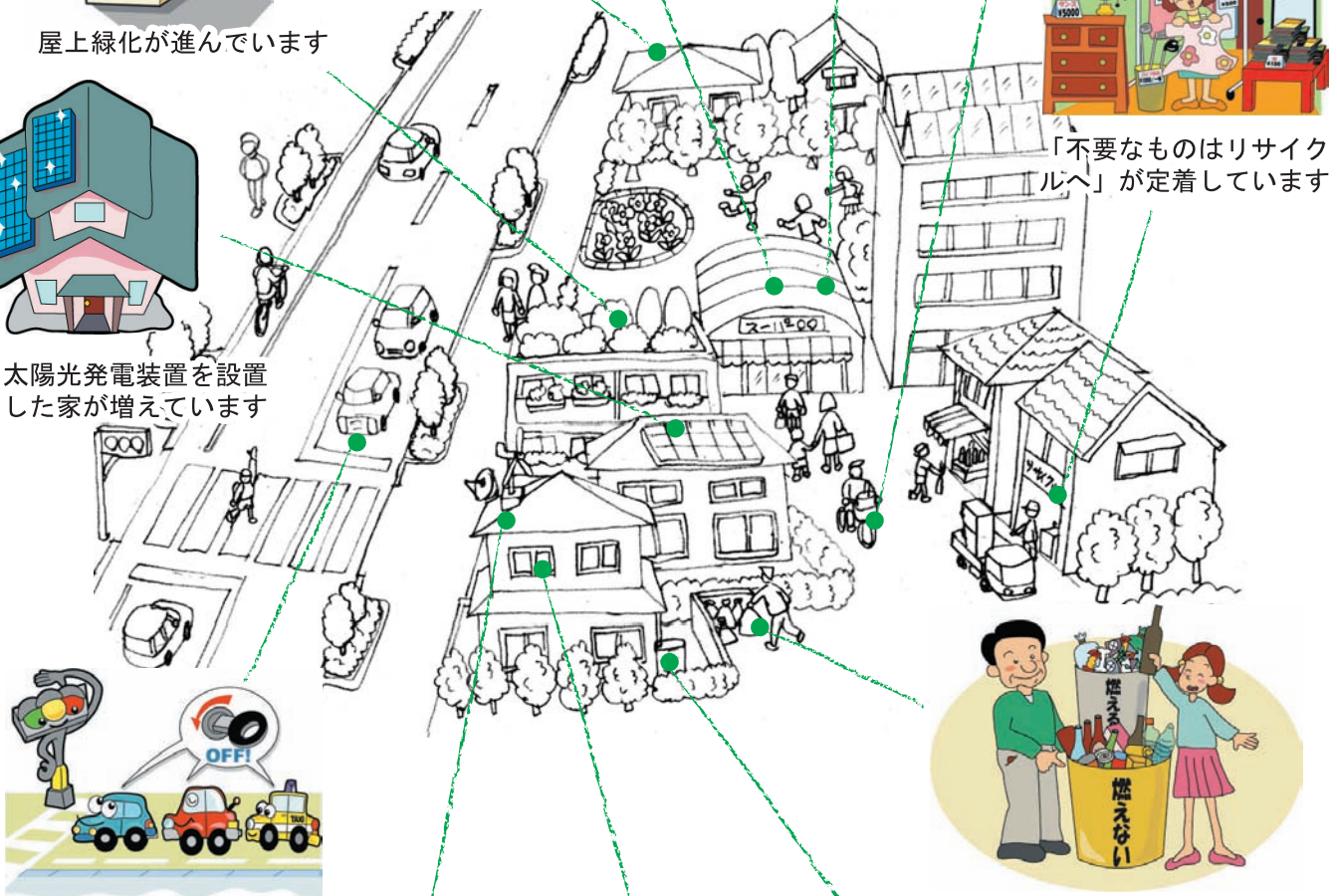
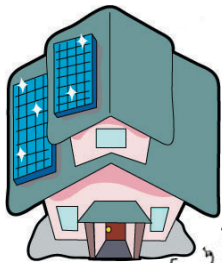


ビオトープにより自然にふれる機会が増えています



地域の人の手で川が守られています






## 基本目標① 《循環》環境への負荷を減らして、循環型のまちをめざします


## (1) 大気環境の保全

～さわやかな空気を感じ、気持ちよく深呼吸できるまちにしよう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空気をきれいにする行動</li> <li>☆家庭用焼却炉の使用や野焼きを自粛する。</li> <li>☆自動車の使用をできるだけ控えて、大気汚染物質を抑制する。</li> <li>○ 近隣騒音を出さない行動</li> <li>☆自動車やバイクの不必要なアイドリングや空ぶかしを控える。</li> <li>☆テレビやオーディオなどの音量に気をつける。</li> <li>☆ピアノなどの楽器の使用時間帯に気をつける。</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大気汚染防止法などの法制度に基づき、大気汚染の原因となる物質の排出を抑制する。</li> <li>◆敷地内の緑化を進め、沿道の防音・排ガス対策に貢献する。</li> <li>◆工場や事業場からの騒音発生を可能な限り抑制する。</li> </ul>	


## (2) 水環境の保全

～川をきれいに！水を大切に！一人ひとりが意識して行動しよう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水をきれいにする行動</li> <li>☆自分の地域の川をきれいにするという意識を持つ。</li> <li>☆河川清掃ボランティア活動へ参加する。</li> <li>☆節水に努力する。</li> <li>☆公共下水道整備区域や農業集落排水整備区域では接続に協力する。またそれ以外の区域では合併処理浄化槽を設置する。</li> <li>☆できるだけ石けんの使用を心がける。</li> <li>☆洗剤の使いすぎに気をつける（薄めて使うなど）。</li> <li>☆植樹や下草刈り等を行う森林ボランティア活動へ参加・協力する。</li> <li>☆雨水タンクの設置など、雨水を有効に使う手段を取り入れる。</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水質汚濁防止法などの法制度に基づき、水質汚濁の原因となる物質の排出を抑止する。</li> <li>◆排水に対する自主的取組を図り、市内の河川の水質を保全するという意識を高めていく。</li> <li>◆河川清掃ボランティア活動に参加、協力する。</li> <li>◆節水に努力する。</li> <li>◆水のリサイクルなど、水を計画的に無駄なく利用する対策を検討する。</li> </ul>	


### (3) 土壌環境・地盤環境の保全

～おいしい水と農作物を安心して口にできるまちにしよう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>土壌汚染を防ぐ行動</b> ☆井戸水の利用者は、水質等に異変があれば市へ報告する。</li> <li>○ <b>地盤沈下を防ぐ行動</b> ☆雨水の有効利用など、地下水を使いすぎないように気をつける。</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆土壌汚染対策法などの法制度に基づき、土壌・地下水汚染を防止する。</li> <li>◆雨水を有効利用するなどして、地下水の使用を可能な限り抑制する。</li> <li>◆化学肥料を使う場合は使いすぎに注意する。</li> <li>◆農薬使用の際は、適量・適正化に注意する。</li> </ul>	

### (4) 省資源・リサイクル、廃棄物対策

～限りある資源を有効に使う、最適消費・最少廃棄のまちにしよう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>ゴミを減らし、リサイクルを推進する行動</b> ☆マナーアップのための取組に協力する。 ☆デポジット制度の実現に協力する。 ☆買い物は必要なものだけを買うように気をつける。 ☆買い物にはマイバッグ（買い物袋）を持って行き、レジ袋をもらわないようにする。 ☆自動販売機製品を買わない運動を進める。 ☆ごみの4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を進める（例：使い捨て容器購入の自粛、グリーン購入、古着のリサイクル、マイバッグ持参運動など）。 ☆生ごみの減量化に努める。 ☆剪定枝や廃食油は分別排出や適正処理を行う。 ☆自分が不要なものはリサイクルショップに売ったり、フリーマーケットに出したりして、リサイクルできるようにする。 ☆レジヤの時に持ったゴミは、ポイ捨てせずに、家に持ち帰る。</li> <li>○ <b>ゴミの適正処理の助けになる行動</b> ☆ごみを出す日や分別ルールをしっかり守る。 ☆大人が率先して手本を示すことで、子どものマナーやモラルの向上を図り、実践の輪を広げる。 ☆家庭用焼却炉の使用や野焼きを自粛する。（再掲）</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆廃棄物処理法など法制度に基づき、廃棄物の減量、リサイクルの促進、廃棄物の適正処理を推進していく。</li> <li>◆マナーアップのための取組に協力する。</li> <li>◆デポジット制度の実現に協力する。</li> <li>◆必要以上の自動販売機設置を自粛する。</li> <li>◆ごみの4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を進める（例：グリーン購入、リサイクル可能な製品づくり、過剰包装をやめるよう努力する、マイバッグ持参が進むよう努力するなど）。</li> </ul>	



## (5) 省エネルギー対策

～地球のためにエネルギーを節約して、みんなが笑顔になれるまちにしよう!～

### 市民 民間団体の 行動方針

#### ○ 地球温暖化を防ぐ行動

- ☆地球温暖化の深刻さを学び、理解する（講演会への参加、冊子やインターネットによる学習など）。
- ☆ライフスタイルを見直し、省エネルギー行動に取り組む。
- ☆環境家計簿を利用する。
- ☆節電キャンペーンに協力する。
- ☆家電製品などのレンタル制度を地域で検討する。
- ☆太陽光発電設備の設置など家庭での新エネルギー利用を検討する（補助・助成制度あり）。
- ☆10万本の植樹運動など緑を増やす運動に参加する。
- ☆行政と協力して市内循環バスの活性化に取り組み、公共交通機関の利用を進める。
- ☆ノーマイカーデーやアイドリング・ストップに取り組む。
- ☆パークアンドライドやカーシェアリングの試験的な実施に協力する。



### 事業者の 行動方針

- ◆省エネ法などの法制度に基づき、地球環境に配慮した事業活動に取り組む。
- ◆ビジネススタイルを見直し、省エネルギー型の事業活動に取り組む。
- ◆節電キャンペーンに協力する。
- ◆太陽光発電設備の設置など事業所での新エネルギー利用を検討する（補助・助成制度あり）。
- ◆必要以上の自動販売機設置を自粛する。（再掲）
- ◆ノーマイカーデーやアイドリング・ストップに取り組む。
- ◆パークアンドライドやカーシェアリングの試験的な実施に協力する。
- ◆率先して低公害車もしくは小型車の採用を進める。また、天ぷら油で走る車の導入等についても検討する。
- ◆フロンは適正に回収・処理する。




## 2

## 《共生》に関する行動方針

基本目標②《共生》健全な生態系を維持・回復し、人と自然が共生するまちをめざします


## (1) 優れた自然、身近な自然の保全

～動植物の多様性を確保し、生き物の環境を守ろう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<p>○ 優れた自然を守り、育てる行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆植樹や下草刈り等を行う森林ボランティア活動へ参加・協力する。</li> <li>☆里地・里山など身近な自然環境への意識を高めていく。</li> <li>☆乱開発を防ぐため、地域で、土地の所有に関する情報等を共有できるようにコミュニケーションを図る。</li> <li>☆古賀市産の農産物を積極的に購入する。</li> <li>☆ふれあい農園や家庭菜園等を通じて農業に対する理解を深める。</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆間伐、下草刈りなど、森林の適正管理を行う。</li> <li>◆森林の生態系や水源かん養機能の重要性を十分理解し、森林の多様化が進むべく、維持管理を図る。</li> <li>◆森林ボランティア活動及び森林ボランティアリーダー育成へ協力する。</li> <li>◆農地が周辺の生態系の保全など重要な環境資源であることを認識し、農地保全に努める。</li> <li>◆小中学生の農業体験研修に協力する（所有する農地の提供や農業指導など）。</li> </ul>	


## (2) 生物とふれあう場の確保、創造

～川が流れ、生き物がいて、子どもたちが遊んでいる風景を取り戻そう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<p>○ 自然、生き物とのふれあいを大切にする行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆もう一度、古賀市の豊かな自然環境に目を向ける。</li> <li>☆学校や地域でのピオトープづくりに協力する。</li> <li>☆自然観察会など、自然や生き物とふれあえるイベント、活動に参加する。</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然や生き物とふれあえるイベント、活動に協力する。</li> <li>◆可能な範囲で敷地内におけるピオトープづくりを進める。</li> <li>◆開発事業を実施する際には、オープンスペースや緑地の確保を積極的に計画に盛り込む。</li> </ul>	

## (3) 水辺の保全、創出

～いつも暮らしのそばで水辺に親しみを感じるまちにしよう！～

<p>市民 民間団体の 行動方針</p>	<p>○ 親しみある水辺を創り出す行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆自分の地域の川をきれいにするという意識を持つ。（再掲）</li> <li>☆河川清掃ボランティア活動へ積極的に参加する。（再掲）</li> <li>☆節水に努力する。（再掲）</li> </ul>	
<p>事業者の 行動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆河川清掃のボランティア活動に参加、協力する。（再掲）</li> <li>◆節水に努力する。（再掲）</li> </ul>	



## 基本目標③ 《調和》 緑や歴史、風景が調和したまちをめざします

## (1) まちのみどりの保全、創出

～緑があふれ、秩序ある美しいまちなみを創り上げよう!～

市民  
民間団体の  
行動方針

## ○ まちのみどりを守り、育てる行動

- ☆緑化を推進することが大切であるという意識を持つ。
- ☆周辺住民や土地所有者に協力を要請し、地域で緑化推進を行う。
- ☆道路沿線の街路樹や公園の下草刈りのボランティアなどに積極的に協力する。
- ☆生垣化などの緑化を進める。
- ☆学校や地域でのピオトープづくりに協力する。(再掲)
- ☆松林を守っていくという意識を市民一人ひとりが持ち、マナーを守っていく。

事業者の  
行動方針

- ◆工場などの敷地や屋上の緑化対策を推進する。

## (2) 都市景観の創出

～個性あるまちなみを誇れるまちにしよう!～

市民  
民間団体の  
行動方針

## ○ 秩序ある都市景観を創り出す行動

- ☆個性あるまちなみづくりに協力する。
- ☆不法看板を見つけたら、市へ報告する。
- ☆道路沿いの庭木などは、通行上支障のないように管理する。

事業者の  
行動方針

- ◆個性あるまちなみづくりに協力する。
- ◆道路沿いの樹木は、通行上支障のないように管理する。

## (3) 歴史・文化的環境の保全

～歴史・文化的資源を大切にし、次世代へつなごう!～

市民  
民間団体の  
行動方針

## ○ 歴史・文化的財産を守る行動

- ☆歴史的、文化的財産に対する認識を新たにし、守っていくという意識を高めていく。
- ☆古賀市の歴史的・文化的財産に関する講習会やイベント等に参加する。

事業者の  
行動方針

- ◆設計、開発等を行う場合は、歴史的・文化的財産に配慮して実施する。

## 4

## 《参加》に関する行動方針

基本目標④ 《参加》 みんなで協力して環境を守り、よりよい環境づくりを進めるまちをめざします

### (1) 環境教育・学習の推進

～環境についてみんなが学び、みんなが気づくまちにしよう!～

市民  
民間団体の  
行動方針

- 環境にやさしいライフスタイルを身につける行動
- ☆家族で「環境」について話し合い、自然や環境に配慮したライフスタイルに改善する。
- ☆学習会、講習会等に参加し、環境への意識を高める。
- ☆「環境家計簿」をつけて環境への負荷をチェックする。
- ☆中央公民館や空き教室等を利用した成人学級、自治会、老人会等を対象とした勉強会を開催し、環境教育の輪を広げていく。
- ☆自然や環境問題に目を向けるようなライフスタイルに改善する。



事業者の  
行動方針

- ◆社内で社員教育、研修等を実施し、環境意識の向上を図る。
- ◆環境マネジメントシステム（ISO14001）の導入を推進する。
- ◆社内で環境に関する取組の結果報告を定期的実施する。

### (2) 市民・民間団体の活動促進

～みんなで環境保全活動に参加し、取組の輪を広げよう!～

市民  
民間団体の  
行動方針

- 環境に関する活動を活発にする行動
- ☆市民ワークショップを継続し、活動を拡大させていく。
- ☆各種ボランティア活動へ積極的に参加・協力する。
- ☆市民の側から計画を推進する母体となる組織として「古賀市環境市民会議」を設立し、環境保全活動を推進していく。




事業者の  
行動方針

- ◆地域の環境保全活動に積極的に参加・協力する。
- ◆地域で環境保全活動を行う団体等に支援等を行う。
- ◆社内でも、環境保全活動に積極的に取り組んでいく。
- ◆市民とともに計画を推進する母体となる組織として「古賀市環境市民会議」を設立し、環境保全活動を推進していく。



### (3) 環境情報の整備と提供

～環境について様々な情報が豊かに行き交うまちにしよう！～

市民 民間団体の 行動方針	<p>○ 環境に関する情報を伝えていく行動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>☆各種ボランティア団体と情報交換を行う。</li><li>☆「広報こが」などへ活動内容を投稿する。</li><li>☆インターネット等を活用し、環境に関する情報を発信していく。</li><li>☆地元ニFM局を開局し、環境情報を広く発信していく。</li><li>☆市民の側から計画を推進する母体となる組織として「古賀市環境市民会議」を設立し、環境に関する情報交換を進めていく。(再掲)</li></ul>	
事業者の 行動方針	<ul style="list-style-type: none"><li>◆自社での環境保全に関する取組等を、自社のホームページ等でアピールしていく。</li><li>◆市民とともに計画を推進する母体となる組織として「古賀市環境市民会議」を設立し、環境に関する情報交換を進めていく。(再掲)</li></ul>	



行政は、第4章に掲げた施策・事業を着実に推進していくとともに、「古賀市環境保全実行計画<sup>(注)</sup>」に基づき、日常業務において、事業者として環境に配慮した行動に積極的に取り組んでいきます。

### ～行政の率先行動～

「古賀市環境保全実行計画」より抜粋

#### 《職員意識》

○職員に対して、環境に関する教育、研修を行い、環境意識の向上を図ります。

#### 《電力使用》

- 昼休みの消灯徹底や、パソコン等の不要時の電源OFFなど、無駄な電力の使用を抑制します。
- センサー付きの照明（タスクアンビエント照明）やインバーター照明などの省電力タイプのものを導入します。
- 冷暖房機器の適正運用（温度の適正管理、保守点検など）を心がけます。

#### 《上水道使用》

- 個人の節水意識を高めていきます。
- 節水コマの導入や雨水利用策など、節水対策に努めます。

#### 《廃棄物》

- 会議のペーパーレス化やコピーの工夫（裏紙利用、両面印刷など）により、紙の使用量の削減に努めます。
- 事務用品等は、できるだけ長く使い、リサイクル可能なものについては、リサイクルボックスの設置や分別回収の徹底など、再生利用に努めます。

#### 《公用車使用》

- 公用車を使用するときは、経済運転を心がけます。
- できるだけ、徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。

#### 《物品調達》

- エコマーク、グリーンマーク製品など、環境にやさしい製品の購入に努めます。

(注)：「古賀市環境保全実行計画」とは、市が事業者として率先して取り組むべき環境に配慮した行動（78項目）を明らかにしたものです。



